

令和5年度 試作品開発助成(次世代自動車・CNF) 募集案内

～次世代自動車・CNFの サンプル品・試作品製造 を支援します～

※1

(公財)静岡県産業振興財団では、静岡県と連携して、EV化(電気自動車)、自動運転化などに対応し、次世代自動車分野に関する自社の技術力を広く情報発信するために使用するサンプル品の製作、及びCNFを活用した製品の開発や企業のCNF関連産業への参入を促進するため、CNFを活用した試作品の開発を行う事業に対し、製作費の一部を支援する助成事業を実施します。

◆募集期限

令和5年5月10日(水) 正午必着(事前相談: 令和5年5月2日(火) まで)

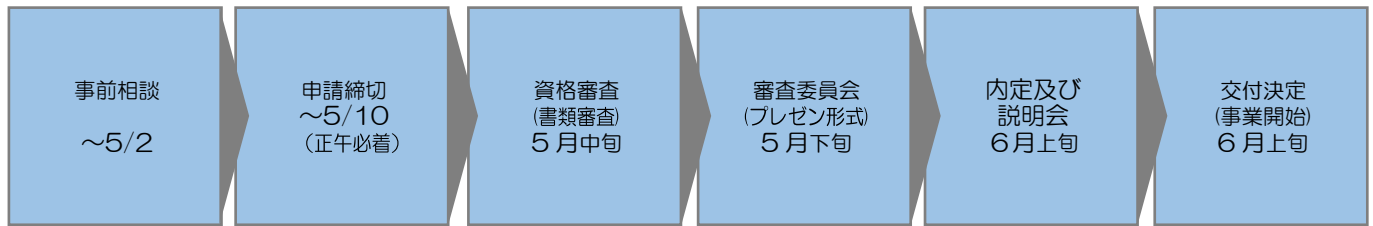
◆助成内容

事業分野	次世代自動車分野	CNF分野
助成対象事業	EV化(電気自動車)、自動運転化などに対応し、次世代自動車分野に関する自社の技術力を広く情報発信するために使用するサンプル品の製作を行う事業	CNFを活用した製品の開発や企業のCNF関連産業への参入を促進するため、CNFを活用した試作品の開発を行う事業
対象者	①静岡県内に助成事業を遂行する主たる事務所、事業所を有する中小企業・中堅企業 またはコンソーシアム ※2 ②静岡県内に新たに主たる事務所又は事業所を設置しようとする中小企業・中堅企業 またはコンソーシアム	①静岡県内に助成事業を遂行する主たる事務所、事業所を有する中小企業またはコンソーシアム ②静岡県内に新たに主たる事務所又は事業所を設置しようとする中小企業またはコンソーシアム
助成率	1/2	
助成限度額	300万円	
助成対象期間	1年以内(交付決定日から令和6年1月末日まで)	
対象経費	原材料費、機械装置購入等経費、産業財産権関連費、外注加工費、技術コンサルタント料、委託費、通信運搬費、調査研究費、消耗品費	

※1 サンプル品とは、展示会等で自社の技術力を示すことができるような製品サンプル(技術紹介のための動画のみは不可)

※2 中堅企業とは、中小企業基本法第2条第1項に該当しない企業のうち、売上高が1,000億円未満または従業員が1,000人未満の企業のこと

◆交付決定までのスケジュール（予定）



事前相談は申請する事業内容・経費が適正か判断するために重要です。事前相談なしに申請された場合、受付できないことや受付後に事務局判断により申請経費の削減もありますので予めご承知おき下さい。

申込多数の場合は書面審査を実施し、評価点の高い事業から審査委員会（プレゼン審査）対象者を選定します。

◆提出書類

- ① 申請書一式（様式第1号応募申込書（自署または押印されたもの）、様式第2号事業計画書）
…12部(正本1部、写11部)
- ② 様式第3号反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書…1部
- ③ 直近3ヶ年の決算報告書…12部
- ④ 会社案内(事業紹介、会社案内等)…12部
- ⑤ 直近期の都道府県税納税証明書…1部 ※各財務事務所等で取得して下さい。
- ⑥ 資本等一覧表…1部
- ⑦ コンソーシアムの管理及び運営にかかる規約（写し）（コンソーシアムの場合のみ）…12部
- ⑧ 確認書…1部

※コンソーシアムの場合は②③④⑤⑥は構成員ごとに提出して下さい。

▼上記の申請書式は以下ホームページからダウンロードできます。郵送または持参にて申請先までご提出下さい。

新成長産業戦略的育成事業 HP <http://shizuoka-shinseicho.jp/>

◆問い合わせ・申請先

(公益財団法人)静岡県産業振興財団 研究開発支援チーム

〒420-0853 静岡市葵区追手町 44-1 静岡県産業経済会館 4F

TEL:054-254-4512

E-mail:sangyou@ric-shizuoka.or.jp